

三位一体の改革に関する緊急意見

1 補助金改革と税源移譲の一体的、確実な実施

10月28日に各省庁から提出された補助金改革案は、負担金・補助金の負担率の引き下げや交付金化で、地方改革案に沿ったものはごく少額にとどまっている。このような状況で、全体像の取りまとめができるのかどうか、非常に危惧される。

平成16年度における三位一体の改革は、一方的に補助金と地方交付税の削減が行われ、血のにじむような地方の行革努力もいっぺんに吹き飛び、非常に厳しい状況に追い込まれた。そもそも、三位一体の改革は、地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向けた、真の地方分権を推進するための改革であったはずである。

しかしながら、今回、一部の省庁から代替案として提出された、負担率の引き下げや交付金化では、地方の自由度の拡大につながらず、地方分権をめざす三位一体の改革とは言えない。また、ほとんどの省庁には、地方の改革案を真摯に受け止め、改革案の実現に向けて、責任を持って全力で取り組むという姿勢が見られない。

したがって、**真の地方分権を推進するため、三位一体の改革の趣旨を再確認し、負担率の引き下げや交付金化ではなく、税源移譲と一体となった国庫補助負担金の改革案を示すことを、国に対し強く求める。**

2 地方交付税総額の確保

現在、経済財政諮問会議等においては、「地方歳出の肥大化により地方財政の悪化を招き、地方交付税も肥大化して国の一般歳出を圧迫している」、「地方交付税による手厚い財源保障が地方の自立を阻害している」、などの実情を無視した一部の誤った認識から、平成17年度の地方交付税について「総額を大幅に削減する」との議論がなされている。

しかし、平成16年度における地方交付税等の2.9兆円の削減は、地方の予算編成で過大な歳入不足を生じ、深刻な影響を与えたことは記憶に新しい。地方は、これまでも必死の行財政改革に取り組んでおり、さらなる地方交付税等の削減は、住民サービスの提供に支障をきたすことになる。

そもそも、地方交付税については、本年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、“**地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること**”という方針が閣議決定されたところであり、地方固有の財源である地方交付税の一方的な総額の削減は、この方針に沿うものではない。

したがって、地方交付税の改革については、**地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行ったうえで、その安定的提供のため、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、双方を堅持するとともに平成17年度における必要な総額を確保することを強く求める。**

平成16年11月9日

指定都市市長会

会長 松原 武久